

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるトリクロロエチレンに係る排

水基準を強化すること。

(第九条の四関係)

第二 公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督又は維持管理を行う者の資格要件を緩和することとする
ること。

(第十五条及び第十五条の三関係)

第三 この政令は、平成二十七年十月二十一日より施行するものとする。